

第4章 地域包括ケアシステムの実現

第4章 地域包括ケアシステムの実現

1. 出雲市の地域包括ケア

(1) 地域包括ケアシステム概念

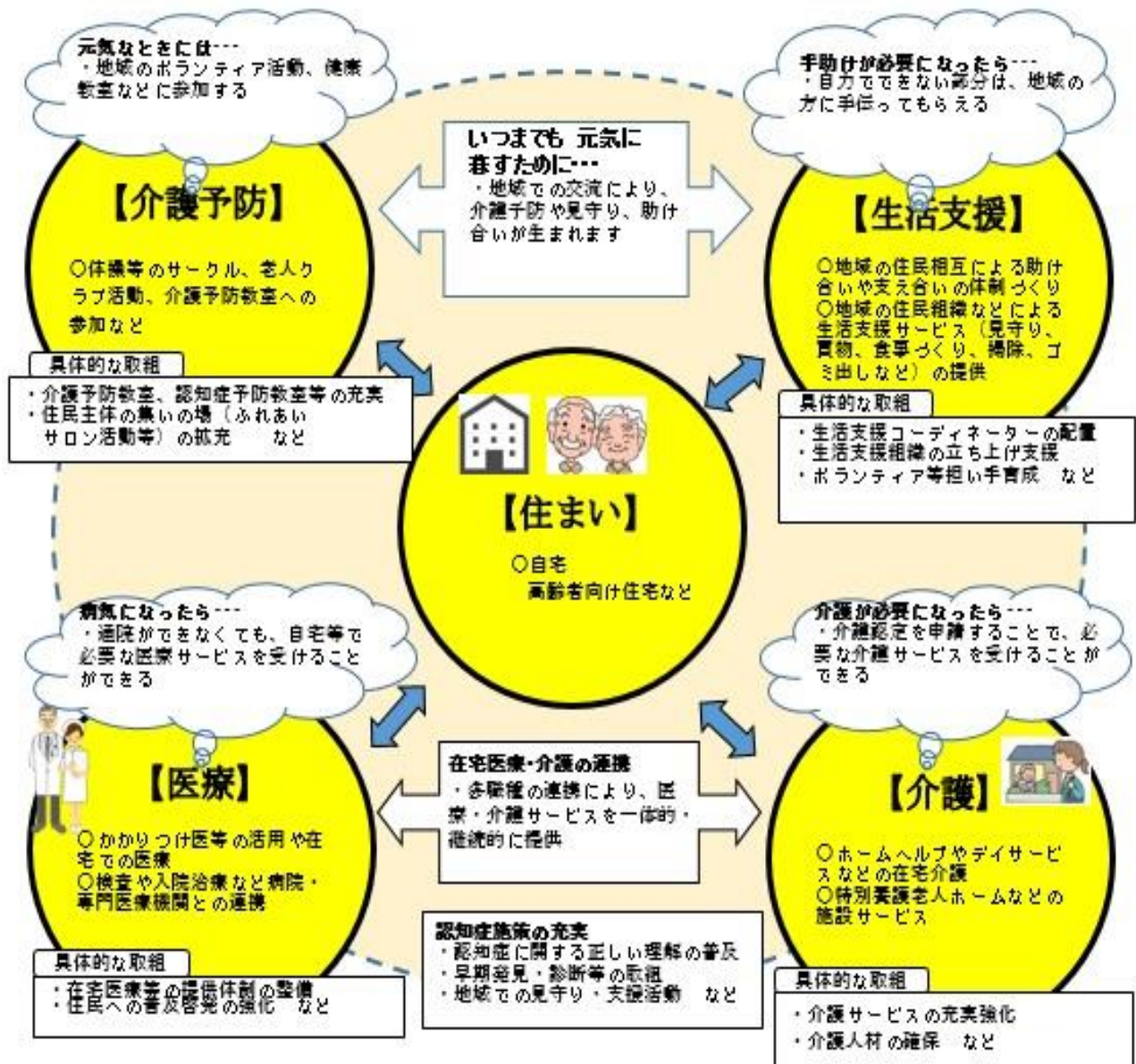
だれもがいつまでも住み慣れた地域や家庭で、安心して暮らしたいと思っています。しかし、高齢化が進み、このままでは増え続ける医療や介護のニーズに対応できなくなります。また、高齢化に伴い増加する一人暮らしや認知症高齢者を、「支える」「見守る」といった役割を、誰がどのように果たすのかも大きな課題となっています。

そうした状況において、介護が必要な状態となっても、認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、行政と医療、介護、福祉関係者、そして住民が一体となって、必要な支援・サービスを切れ目なく提供できる体制づくりを進めていくことが「地域包括ケア」です。

イメージ図のように、住み慣れた「住まい」を中心に、適切な「介護予防」「生活支援」を利用しながら、必要に応じ「医療」「介護」を受けられることができるよう、住民一人ひとりが、また関係する団体・組織それぞれが、自らの役割を果たしながら、ともに地域を支え合う仕組みづくりでもあります。専門職による切れ目のない支援に加え、地域での見守りの仕組みなど地域の取組（地域組織の仕組みづくり、助け合い等）との連携や、高齢者が積極的に社会参加し、活躍できる環境づくりが必要です。

また、高齢者のみならず、だれもが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、役割を持ち、支え合いながら、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」を目指していきます。

出雲市の地域包括ケアのイメージ図



(2) 地域包括ケアの取組の方向性

地域包括ケアを地域の中で、あるいは市全体で機能させるためには、その構成要素である「介護」「医療」「予防」「生活支援」「住まい」、またそれ以外の様々な政策項目について、①それぞれの現状と課題を把握する ②課題解決にあたり有効な範囲（及び対応する関係者）を設定する ③関係者で課題を共有し解決の方向性について合意を得る ④関係者それぞれが可能な行動（またはネットワークとしての行動）により課題解決に動く ⑤課題解決の動きを関係者が共有し理解する ⑥行動体制（システム）の「見える化」を図り、評価・検証を行う 等が必要と考えます。（PDCAサイクルの推進）

本市においては、政策項目ごとの範囲として次のように設定し、それらが重層的に役割を果たすことで地域包括ケアを形成する仕組みとしています。

【政策項目ごとの範囲設定】

- 介護予防、生活支援、高齢者の生きがいづくり・見守り等…コミュニティセンター単位
(市内 43 地区)
- 介護サービス基盤の整備等…日常生活圏域単位 (概ね中学校区 15 圏域)
- 相談の受付け、ケアマネジャー支援、権利擁護支援等…旧自治体単位 (7 地域)
- 政策形成、施策の総合調整等…市全域

(3) 地域包括ケアシステムの構築

介護予防や生活支援、見守り等については、コミュニティセンターなどの小地域を単位として課題解決を図るため、住民への情報発信と情報共有を行い、住民や関係機関とともに包括的なネットワークを構築していきます。

地域ケア会議を定期的開催し、個別ケースの支援を行うとともに、高齢者のニーズや地域課題を把握し関係者と共有します。また、地域の実態に即した社会資源の開発や、地域課題の解決に向けて、介護保険運営協議会等で検討していきます。だれもが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、自助・互助・共助・公助を組み合わせた地域包括ケア体制を整備していきます。

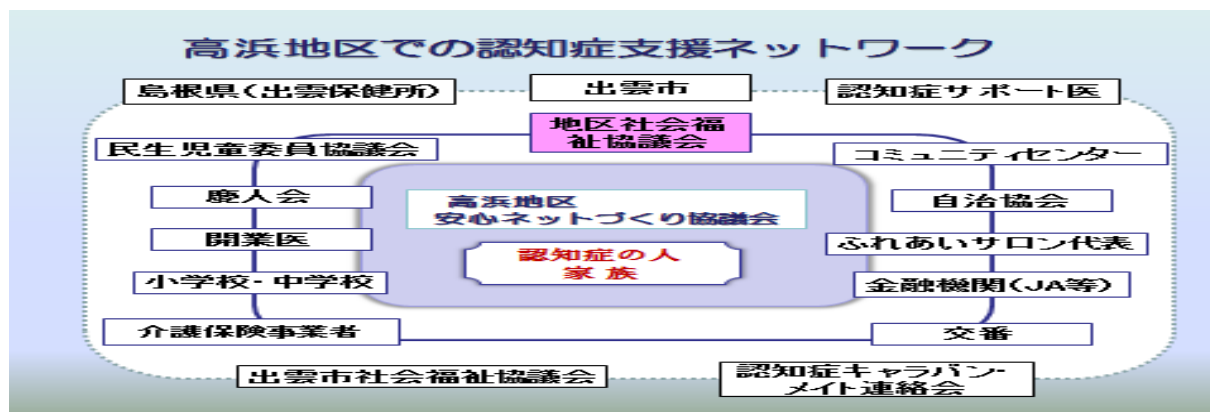
コミュニティセンター単位の活動例

【高浜地区の取組】

高浜地区では、地区社会福祉協議会を中心に高齢者や子どもの見守り活動が行われていた。また、民生委員児童委員協議会では自治委員の協力で、災害時支援者台帳を作成していた。

平成25年度(2013)から認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市の認知症支援ネットワーク推進モデル地区として活動し、住民や関係機関、行政が協働で地域包括ケアの取組を推進している。

【組織の立ち上げ】



【高浜地区の活動】

(1) 認知症の理解のための普及啓発

①認知症サポーター養成講座の開催

- ・ 保育園保育士と保護者
- ・ 高浜小学校6年生児童（学習発表会で学習成果の発表・出前講座の開催）
- ・ 町内会
- ・ 慶人会、高齢者ふれあいサロン

②認知症講演会の開催



(2) 見守り活動

- ・ 町内ごとの見守りネットワーク活動（認知症や独居の方等への見守り体制づくり）
- ・ 救急キット（救急医療情報シート）を活用した、独居・高齢者世帯の見守り

(3) 認知症予防活動

認知症予防教室（体と心の活性化教室）修了者の自主グループ活動

2. 地域ケア会議の推進

(1) 出雲市における地域ケア会議のあり方

地域ケア会議は、市または高齢者あんしん支援センターが主体となって、地域包括ケアシステムの実現に向けた手段の一つとして次のとおり開催していきます。

《地域ケア個別会議》

個別事例の課題検討を目的とした地域ケア会議

① 個別ケースの検討を通じてケアマネジャー支援等を行う会議

- ・高齢者あんしん支援センターが、民生委員や介護関係者等にも参加いただき、困難事例等の個別ケースの課題解決を図るため必要に応じて開催します。
- ・個別ケースの検討を通じて、地域課題の抽出に努めます。

② 「自立支援」に向けたケアマネジメントを検討する会議

- ・市と高齢者あんしん支援センターが連携し、ケアマネジャーの他、リハビリテーション専門職や栄養士、歯科衛生士、薬剤師等が参画する地域ケア会議を毎月開催し、自立支援及び重度化防止に向けたケアマネジメントを検討します。

《地域ケア推進会議》

「介護保険運営協議会」及びその部会（介護給付部会、地域支援部会、認知症高齢者支援強化検討会、在宅医療・介護連携推進連絡会議）

- ・個別ケースを通じ明らかになった地域課題について、必要に応じて介護保険運営協議会等で議論し、関係者間で課題を共有し解決への道筋を探ります。

《研修会や情報交換会を通じてケアマネジャー支援を行う会議》

- ・ケアマネジャーを対象に研修や情報交換を行う機会を定期的に確保し支援します。

自立支援に向けた地域ケア会議の様子



(2) 関係機関・関係者との連携

地域ケア会議（個別ケースの検討、研修会や意見交換会）は、出雲地域介護支援専門員協会、出雲地域介護サービス事業者連絡会、島根県薬剤師会出雲支部、出雲地区歯科衛生士会、出雲地区栄養士会、出雲リハケアネット等と連携しながら開催します。

3. 高齢者あんしん支援センターの機能強化

本市の地域包括ケアを推進するうえで、最も基幹的な役割を担うのが「高齢者あんしん支援センター」です。

高齢者あんしん支援センターは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職員を配置し、高齢者の相談窓口機能、権利擁護機能、ケアマネジャー支援機能、介護予防分野のマネジメント機能等を担う機関です。介護保険事業計画では既に4期・12年間にわたる活動実績があり、ケアマネジャーや介護サービス事業所とは一定の信頼関係を築いてきました。

これまでの信頼関係を維持しながら、今後も更なる周知活動に努め、地域活動の中でその機能を発揮していくことが必要です。

特に、平成29年(2017)4月から開始した「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」における自立支援に向けたケアマネジメント支援や地域ケア会議による課題抽出機能の強化、介護予防や健康づくりに取り組む住民主体による集いの場の運営や立ち上げ支援といった地域包括ケアシステムの構築に向けた取組が高齢者あんしん支援センターには求められています。

本計画期間における高齢者あんしん支援センターの体制及び強化すべき機能は次のとおりであり、地域包括ケアシステムという地域づくりの推進を担う中核機関として、相談に必要な技術や知識の習得に努めるとともに、積極的に地域に出向き、医療・介護関係者や民生委員等と情報を共有し、連携を図りながら、これまで以上に住民や関係機関から信頼されるよう活動していきます。

市と高齢者あんしん支援センターとの連携体制については、定期的に高齢者あんしん支援センターの業務状況を把握し、地域包括支援センター運営検討会や職種ごとの連絡会により、運営等に関する状況や課題を共有し、連携を図ります。

また、高齢者あんしん支援センターの運営状況等の情報を介護サービス情報公表システムに公表していきます。

(1) 配置及び体制

高齢者あんしん支援センターの配置及び人員体制については、次のとおりとします。

(基本的に第6期介護保険事業計画における考え方を継続)

【高齢者あんしん支援センターの配置及び人員体制】

- 市から出雲市社会福祉協議会へ運営を委託する。
※出雲市社会福祉協議会は、第2次出雲市地域福祉活動計画に基づき、住民活動を主体に据えた地域コミュニティ構築に継続して取り組んでいる。また、住民参加型のボランティア活動「いずも権利擁護センター」等の権利擁護活動にも積極的であり、地域包括支援センターの運営主体として適切である。
- センターは7か所とする（出雲を統括センター、平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川をサブセンターとする）。
- 各センターの担当エリアは旧市町単位とする。
- 保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士の三職種の配置は、国の基準による。
※国の基準：担当エリアの高齢者数3,000～6,000人につき三職種各1名
※平成29年(2017)9月末時点 三職種1人当たりの高齢者数約1,800人×三職種=5,400人
- 介護予防ケアマネジメントを担うケアマネジャーの配置は、「介護予防・日常生活支援総合事業」の進捗状況等により適宜判断する。

(2) 強化すべき機能

①地域ケア会議の強化

- ・ケアマネジャー支援等として行っている個別ケースを検討する地域ケア会議については、介護サービス事業者のほか必要に応じて医療関係者（開業医等）や地域の福祉関係者（民生委員等）にも参加いただき、困難事例等の解決を図ります。
- ・市と連携して「自立支援」に向けたケアマネジメントを検討する地域ケア会議を開催し、高齢者の自立及び重度化防止を支援します。
- ・市内のケアマネジャーを対象に、資質の向上やネットワークづくりを目的とした研修や情報交換を行う地域ケア会議を定期的に開催していきます。
- ・上記のような取組を通じ、政策項目ごとの課題や地域における課題等の把握、抽出に努めます。

②介護予防や健康づくりに取り組む住民主体による集いの場の推進

- ・介護予防教室の修了者会等、住民の自主活動の運営や立ち上げ支援に取り組みます。
- ・リハビリテーション専門職等による住民主体の「集いの場」への支援を推進します。

③総合相談

- ・高齢者支援を行う中では、並行してその家族への支援も必要な複合的な課題を有する相談が増加していることから、その対応を図るため、職員の資質向上や関係機関との連携推進など相談窓口としての機能強化を図ります。

④生活支援体制構築に向けた取組

- ・平成 28 年度(2016)から出雲市社会福祉協議会に配置している生活支援コーディネーターと情報を共有し、連携を図りながら、生活支援体制の構築に向け取り組んでいきます。

⑤「介護予防・日常生活支援総合事業」への対応

- ・要支援認定者や事業対象者に対する自立支援に向けたケアマネジメントに取り組みます。

⑥認知症ケアの推進

- ・認知症の人やその家族からの相談に丁寧に対応していきます。
- ・平成 28 年度(2016)に設置した認知症の早期発見、早期対応を行う認知症初期集中支援チームや関係機関との連携に努めていきます。

